

北のくらし

きらめく

北海道立消費生活センター

主な内容

- 携帯電話との付き合い方…… 2、3
- 引っ越しトラブルを防ぐために… 4
- 賃貸住宅の原状回復 …………… 5
- 土鍋の鉛テスト …………… 6、7
- 消費者団体訴訟制度 …………… 8



銀山駅

(後志管内仁木町)

ようやく雪解けを迎えた銀山駅は無人駅で、人影はまったくなかった。

(全道展会員 山下 脩馬)

〒060-0003

札幌市中央区北 3 条西 7 丁目道庁別館西棟

TEL (011) 221-0110

FAX (011) 221-4210

<http://www.do-syouchi-c.jp/>

NO. **54** 3月

親子で考えよう！

ケータイとの付き合い方



文部科学省は1月、小・中学校への携帯電話（ケータイ）の持ち込みや、高校の校内での使用を禁止する通知を全国各地の教育委員会に出しました。道教委や札幌市教委もその方針に準拠します。実際、道内の大半の小・中学校ではすでに持ち込み禁止の措置をとっています。しかし、学校だけの規制で大丈夫なのでしょうか？この機会に携帯電話との上手な付き合い方を親子で考えてみましょう。

親の目が届いていますか？

道内の中学2年生の5割近く、高校2年生の9割以上がケータイを所持しています（道教委調べ、平成17年12月）。

利用実態は（左ページのグラフ参照）、携帯電話といっても6割以上がほとんど通話はせず、メールやインターネットを利用していることが分かります。特に注目すべきことはその使用時間帯。深夜に「よく使う」「時々使う」と答えている中高生は63%にもなります。同様の質問に対する保護者の回答では36%です。つまり、大きな認識のズレがあります。

つまり、親の目の届かないところで使っていることが多いといえます。

犯罪に利用されるケータイ

警察庁の発表によると平成19年に、いわゆる出会い系サイトに関係した事件の18歳未満の被害者1000人中、96・5%がケータイからのアクセスだったといえます。

被害者のうちのほとんどが中高生の女子です。警察に被害を届けていない事件も多数あるとのこと。

ほかに援助交際や自殺サイト、麻薬密売などなど、犯罪に悪用されると考えられる怪しいサイトがたくさんあります。

インターネットには、子どもに見せたくない有害サイトがいっぱい。総務省は、「フィルタリング（有害サイトアクセス制限サービス）」の利用を勧めています。

フィルタリングサービスとは

フィルタリングの方式としては、安全と思われるサイトにのみアクセス可能で、それ以外のサイトへのアクセスを制限する「ホワイトリスト方式」と、有害な特定範囲に属する

サイトへのアクセスを制限する「ブラックリスト方式」があります。

また、夜間から早朝にかけてすべてのサイトへのアクセスを停止させる「利用時間制限方式」もあります。

携帯電話各社は、フィルタリングサービスを無料で提供していますので、お問い合わせください。子どもが契約者となっている場合でも、保護者からの申し込みが可能です。

ネットを使いたいじめが急増

道教委の「平成19年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の「いじめの態様」についての回答を見ると、中学生では「パソコンや携帯電話等で、誹謗（ひぼう）中傷や嫌なことをされる」と答えたのが、平成18年度では5・9%で5位でしたが、翌年度には8・2%で4位に上昇。高校生ともなると、15・4%で3位だったものが、21・8%で2位と急激に上昇しています。

この数字からも、携帯電話が単なるコミュニケーションツールではな

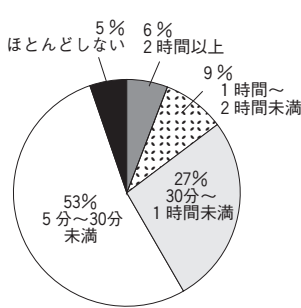
くなっていることが分かります。

また、子どもたちの間で人気がある自己紹介サイト「プロフィール」というものがあります。本名は名乗らないにせよ、知り合いなら誰が書いたかすぐ分かるといえます。そこへ悪口などを書き込むことによりいじめへと発展し、自殺に至る子どももあり、問題は深刻です。

匿名だから安心、何でも書ける、と思って書き込みをするのであれば大間違い。最近、芸能人のブログ（日記風ウェブサイト）に誹謗中傷を書き込んだ女性が、脅迫容疑で逮捕された事件がありました。この事件に

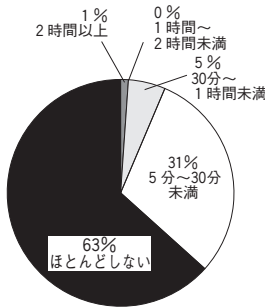
知っていますか?利用実態(ケータイ・PHS)

グラフ3
〈1日当たりのメール使用時間〉



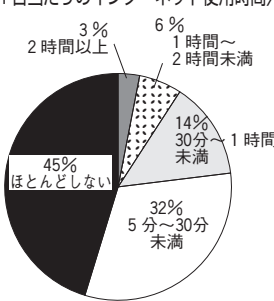
4割以上が30分以上

グラフ1
〈1日当たりの通話時間〉



6割以上が通話せず!

グラフ2
〈1日当たりのインターネット使用時間〉

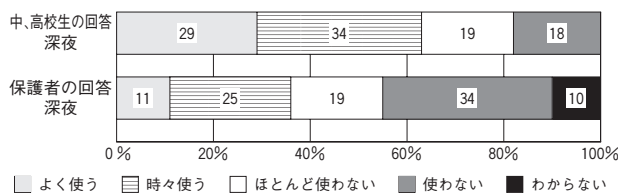


約半数が5分以上

※グラフ1～3「モバイル社会白書2007」(NTTドコモモバイル社会研究所調べ)より。全国の中、高校生852人

※グラフ4「中高生『ケータイ・インターネット』リテラシー市場調査報告2005」(同)より。全国の中、高校生3479人、保護者1159人

グラフ4
〈ケータイの利用時間帯～メール利用～〉



保護者との認識のズレが顕著

より、匿名でも悪質であれば、逮捕されることが明確になりました。他人への悪質な誹謗中傷は犯罪であるということをしっか子どもへ伝えることも必要です。

北海道立教育研究所の生徒指導・教育相談部の江川順一副部長は、以下の4つのポイントを保護者に提案しています。

これらの結果から、子どもがネット社会とかかわりを持つことにより、いろいろな点で問題が発生する恐れがあります。

家庭内でもルールを作ろう

①利用実態に目を向けよう～携帯電話やネットの危険性を子どもに十分教える。

②情報モラルについてしっかり学ぼう～携帯電話やネット上でしてはならないことを教え、約束させる。

③チェック体制を強化しよう～子どもが「ネット上のいじめ」で悩んでいないか。学校とも十分連携する。

④いじめられた子どもを守り通そう～いじめにあったときは学校に相談しよう。

これらのポイントを念頭におき、料金や使用する時間帯なども含め、子どもに携帯電話を持たせるときには、十分話し合ってみましょう。

◎北海道教育委員会が情報モラル啓発リーフレットを作成しています。ホームページからダウンロードできます。

<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kak/gyouhou-moraru.htm>

◎ネット社会について親子で学べるサイトがあります。アクセスしてみましょう。

・怖いサイトの仮想体験ができるサイト
<http://www.wmc.gr.jp/security/>

・ネチケット(ネット+エチケット)を学ぼう
<http://www.disney.co.jp/netiquette/>

◎相談室の案内

北海道立教育研究所(江別市文京台東町42)では、いじめや不登校などの学校教育や、育児やしつけなどの家庭教育に関する悩みを受け付けています。対象は乳幼児、児童生徒、保護者、学校教育関係者。

・来所相談(事前予約) = ☎011・386・4511
(月～金 10:00～16:00)

・電話相談 = ☎0120・3882・56(毎日、24時間対応)
☎0120・3882・86(毎日、10:00～17:00)

※いずれも祝日、年末年始は除く

・メール相談 = アドレス
doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp



引っ越しトラブルを防ぐために…

春は進学や就職などで転居の多い季節。引っ越しトラブルを未然に防ぐための対処法をまとめました。

※（社）全日本トラック協会発行の「かしこい引っ越し」を参照しました。

Q1 引っ越し業者選びのコツは？

A1 たくさん業者がありますが、国土交通省からトラック運送事業者として許可されている「緑ナンバーの営業用トラック」が安心です。北海道トラック協会に加盟しているかどうかも一つの目安です。同協会の相談窓口（電話011・511・9784）を利用しては。

Q2 見積もりのとき、何を確認すればいいの？

A2 見積もりは複数社から取り、比較検討してください。見積もり時のポイントは以下の通りです。

- ・無料ですが、発送地や転居先での下見に要した費用がかかることもあります。
- ・見積もり時に内金や手付け金は不要です。
- ・現金や宝石貴金属類などの貴重品は自分で携帯することが原則ですが、困難な場合は業者と相談しましょう。
- ・絵画や骨董品などの高額品、ピアノや自動車などの大型荷物、ペットの輸送や庭木の移植は付帯サービスとなります。高額品の保険料についても確認しておきましょう。
- ・パソコンなどの壊れやすいものの取り扱いも事前に相談を。

Q3 引っ越し料金の算出方法は？

A3 一般的には、車両費とドライバーの人件費からなります。曜日や時間、季節などにより異なります。引っ越しする距離が100キロ以内は時間制運賃を、100キロを超える場合は、距離制運賃を適用します。ほかに作業員料や梱包資材料、有料道路利用料、一時保管料は実費が、Q2で説明した付帯サービス料は別料金がかかります。

引っ越し側の都合で引っ越し作業の標準時間を超えたときなどは、車両の待機料金がかかります（距離制運賃に適用）。

請求書の額は、見積もり額を上回らないのが原則ですが、荷物の個数が増えたり、追加サービスを頼んだりすると、その分の費用が加算されます。



！ 注意

段ボール箱は無料か？

引っ越し業者決定の前に段ボール箱のサービスを受けたが、結局その業者をキャンセルした場合、もらった段ボール箱は有料か無料か。この種のトラブルが増えているので、事前に確認しておきましょう。

賃貸住宅の「原状回復」はどこまで？

入居時に状態を確認しよう

Q この春、初めて賃貸住宅で一人暮らしをする。賃貸住宅の退去時に、原状回復をめぐるトラブルが起きていないと聞く。まだ契約前だが、そのようなトラブルを防ぐために、入居前にできることはなにか。(20代 男性)

A アパートなどの賃貸住宅を退去するとき、多くのトラブルの原因となるのは「原状回復」です。賃貸住宅の契約書に「借主は、通常の使用に伴って生じた損耗を除き、原状回復をしなければならない」と記されていることがあります。この「原状回復」にかかわる判断が借主



050-7505-0999

と貸主で異なるため、トラブルが起きると考えられます。

原状回復って何？

国土交通省がまとめた「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」によると、「原状回復」をするための原因となっている建物や設備の損耗について①建物・設備等の自然的な劣化・損耗等(経年変化) ②借主の通常の使用により生ずる損耗等(通常損耗) ③借主の故意・過失、注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による損耗等以上の3つに区分しています。

そして、この中で借主が負担すべき費用は③のみであり、①、②に関しては、貸主が負担すべきと考えられています。

つまり、「原状回復」とは借主が借りた当時の状態に戻すことではないこと、貸主が次の入居者を確保するために、設備の交換や全体の八

＜負担区分の具体例（一部）＞

※これらの具体例は借主・貸主の負担区分の一般的な事例をまとめたもので、損耗等の程度によっては異なるケースがあります。

	事 例	貸主負担	借主負担
床	畳の変色	●	
	日照、建物構造欠陥による雨漏りなどで発生したもののフローリングの色落ち	●	
	日照、建物構造欠陥による雨漏りなどで発生したもののキャスター付きのイス等によるフローリングのキズ、へこみ		●
	家具の設置による床・カーベットのへこみ、設置跡	●	
	引越し作業で生じたひっかきキズ		●
壁・天井	テレビ・冷蔵庫等の後部壁面の黒ずみ	●	
	いわゆる電気ヤケ	●	
	壁に貼ったポスターや絵画の跡	●	
	壁等の画びょう、ピン等の穴	●	
	下地ボードの張替えが不要な程度のもの		●
設備・その他	壁等のくぎ穴、ネジ穴		●
	重物をかけるためにあけたもので、下地ボードの張替えが必要な程度のもの	●	
	タバコのヤニ(喫煙自体は用法違反、善管注意義務違反に当たらず、クリーニングで除去できる程度のヤニについては通常の損耗の範囲)		●
	タバコのヤニ(通常のクリーニングでは除去できない程度のヤニは、もはや通常の損耗とはいえない)		●
	結露を放置したことにより拡大したシミ、カビ		●
設備・その他	台所の油污れ	●	
	設備機器の故障、使用不能	●	
	機器の耐用年数到来のもの	●	
	日常の不適切な手入れ・用法違反による設備の毀損	●	
	ガスコンロ置き場・換気扇等の油污れ、すす	●	
設備・その他	風呂・トイレ・洗面台の水あか、カビ等	●	
	専門業者による全体のハウスクリーニング	●	

※社団法人北海道地建物取引業協会「平成20年度版 原状回復のてびき」より、一部抜粋し作成。

ウスクリーニング、化粧直し(リフォーム)は、原状回復とは異なるため、借主が負担すべきものではない、という判断基準です。

借りるときにチェック

こうしたトラブルは、部屋の損耗・損傷が入居前か入居中か、発生時期がはっきりしないことが大きな原因となっています。トラブルを未然に防ぐためには、「入居時」と「退去時」の2回、借主と貸主が立ち会って、室内の汚れやキズなどについて

確認することも必要です。入居前に「物件状況チェックリスト」を作り、気になる部分は写真で残しておくなど、記録しておくとういでしょう。

トラブルが起きたら消費生活センターへ。なお、賃貸住宅に関するお問い合わせ先として、北海道建築指導管理指導グループ(TEL011-2311-4111)へ内線29・463)や、(社)北海道地建物取引業協会の不動産無料相談所(TEL011-6411-8931)があります。

●土鍋のテスト結果

No.	商品名	製造国	表示者	購入価格 (円)	カドミウム (ppm)	鉛 (ppm)
1	雑炊鍋	中国	(株)キャンドウ	105	—	—
2	雑炊鍋	中国	(株)キャンドウ	105	—	—
3	土鍋 黒	中国	(株)キャンドウ	105	—	—
4	土鍋一人用 野菜	中国	(株)キャンドウ	105	—	—
5	土鍋一人用 フグ&大根	中国	(株)キャンドウ	105	—	—
6	土鍋一人用 野菜&ヒラメ	中国	(株)キャンドウ	105	—	—
7	ミニ炊飯土鍋 1合炊き	中国	和平方レイズ(株)	998	—	—
8	土鍋1人用	中国	LIVING CO.,LTD	89	—	—
9	家庭用土鍋	中国	(株)大創産業	105	—	—
10	家庭用土鍋	中国	(株)シジシージャパン	145	—	—
11	土鍋 花だより	中国	(株)イシガキ産業	598	—	—
12	I H土鍋	中国	(株)イシガキ産業	2,000	—	—
13	土鍋	中国	(株)ニトリ	799	—	—
14	I H&直火対応 土鍋	中国	(株)ニトリ	2,490	—	—
15	土鍋	中国	(株)ニトリ	1,290	—	—
16	土鍋 粉うさぎ	中国	(株)イシガキ産業	798	—	—
17	黒土鍋	中国	(株)大創産業	1,050	—	—
18	ハケメ土鍋	中国	(株)大創産業	840	—	—
19	土鍋	中国	(有)輸入促進販売	979	—	—
20	さくら土鍋	中国	LIVING CO.,LTD	789	—	—
21	味菜鍋 あじさいなべ	マレーシア	SOA・(株)インターセラミックジャパン	980	—	—
22	鍋奉行 常滑焼	日本	SUN ART	2,980	—	—
23	安心・安全・耐熱土鍋 萬古焼	日本	(株)三陶	1,980	—	—
24	かるなべ	日本	(株)華月	1,780	—	—
25	日本製土鍋 萬古焼	日本	(株)スズ木	1,980	—	—
26	鍋名人	日本	(株)スズ木	2,415	—	—
27	ポトフ 赤/黒	日本	光洋陶器(株)	5,250	—	—
28	三島鍋 大黒鍋	日本	(株)華月	1,780	—	—
29	梅絵 深型土鍋	日本	(株)山又	1,480	—	—
30	土鍋 萬古焼	日本	大野製陶(有)	2,680	—	—
31	奥土鍋ミニ!	日本	(株)スズ木	8,000	—	—
32	土鍋	日本	(株)山又	1,780	—	—
陶磁器製の器具又は容器包装のうち、加熱調理器具の規格					0.05	0.5

(—…規格値以下)

19)、「法定基準より厳しい国際規格 ISO6486 /2:1999適合品」(No13~15)など、20銘柄で安心・安全に関する表示がありました。

●その他

サイズは、全銘柄にセンチ表示、号数または「〇人用」と表示され、満水容量の表示は5銘柄にありました。

取り扱いに関する注意事項は、全銘柄に表

初めて「土鍋」を使用する前に

土鍋の吸水性による水漏れや汚れなどのトラブル防止のため、米のとぎ汁か、水に米か小麦粉をひとつかみ分混ぜたものを入れ、弱火で10分ほど煮て火を止めます。鍋が冷めるまで置きます(目止め)。

示されていました。

表示者、販売者、製造元などの表示は全銘柄にありましたが、住所表示は6銘柄にはありませんでした。

価 格

89円から8000円までとさまざま。サイズや電磁調理器対応などの違いはありましたが、日本製の方が高い傾向でした。

まとめ

- カドミウム、鉛の溶出について問題はありませんでした。
- 土鍋についての表示規制はありませんが、日本製、外国製問わず、安心・安全を強調した表示が目立ちました。

土鍋のカドミウムと鉛のテスト 全銘柄、溶出の心配なし

食卓に鍋物が登場する季節。平成19年に当センターがテストした土鍋から鉛が検出された相談事例は、社会的にも大きな問題となりました。その後、厚生労働省は同20年7月、器具・容器包装にかかわる規格を改正、新たに加熱調理用器具の区分を新設するとともに、カドミウムと鉛の溶出基準を強化しました。そこで、現在市販されている土鍋の溶出テストを行い、新しい規格に適合しているかを調べました。

テスト品目

土鍋32銘柄。札幌市内のスーパーマーケットやホームセンターなどで購入。

テスト結果

カドミウム及び鉛は32銘柄すべてから検出されませんでした。食品衛生法では、陶磁器製の器具または容器包装のうち、加熱調理用器具の規格はカドミウム0.05ppm以下、鉛0.5ppm以下であり、いずれも規格に適合していました。

<陶磁器製の器具または容器包装の規格>

種類		溶出試験	改正前	改正後	単位	
液体を満たせないもの 又は深さ2.5cm未満		カドミウム	1.7	0.7	μg/cm ²	
		鉛	17	8		
深さ 2.5cm 以上	加熱調理用器具 以外のもの	容量 1.1ℓ未満	カドミウム	0.5	0.5	μg/ml
			鉛	5	2	
		容量 1.1~3ℓ	カドミウム	0.25	0.25	
			鉛	2.5	1	
		容量 3ℓ以上	カドミウム	0.25	0.25	
			鉛	2.5	0.5	
加熱調理用器具（新設）		カドミウム		0.05		
		鉛		0.5		

※平成20年7月31日から適用。ただし、平成21年7月31日までに製造、輸入されたものは従前の例によることができる。



表示

家庭用品品質表示法の雑貨工業品品質表示規程にある「なべ」は、材質としてアルミニウム、ホウロウ、ステンレスおよび銅が対象であり、土鍋は対象外です。従って、表示についての規制はありません。

●製造国

製造国は20銘柄が中国で、マレーシア1銘柄、日本11銘柄でした。

●安心・安全

「厚生労働省食品安全衛生基準の10分の1以下を自社基準としています」（No7、11、12、16）、「1200度以上の高温処理を施し、重金属等の溶出がないことを確認済みです」（No10、



各メーカー独自の安心・安全マーク

適格消費者団体

消費者団体訴訟制度

「偽表示」も差し止め請求可能に

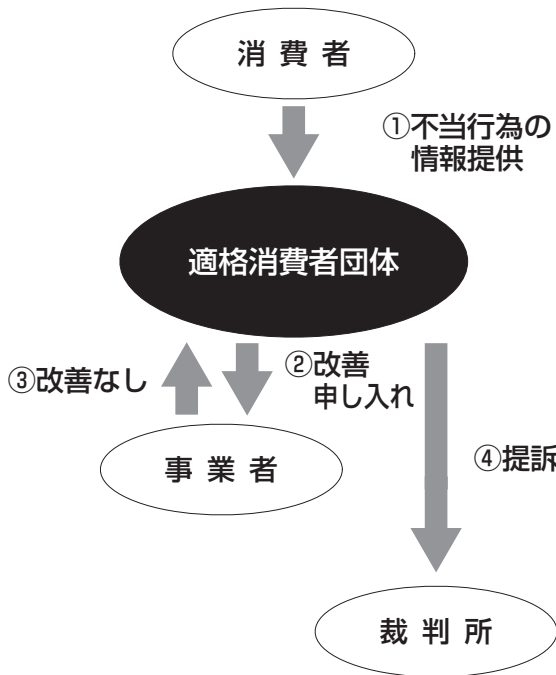
消費者被害の未然防止、拡大防止のため、「消費者団体訴訟制度」が平成19年6月に導入されました。この制度は、内閣総理大臣が認定した※「適格消費者団体」が、消費者契約法に違反する事業者の不当行為の差し止め請求をできるものです。21年4月からは消費者契約法の一部改

正により、差し止め請求できる対象範囲がさらに拡大されました。

【事業者による不当行為とは】

- 不当な契約条項の使用
- ① 事業者の損害賠償責任を免除する
- ② 消費者が支払う損害賠償の額を予定する
- ③ 賃貸借契約において、借主

【提訴までの流れ】



に過重な原状回復義務を課す

● 不当な勧誘行為

① 効果がないのにあるようなことを告げて勧誘② 「値上がりは確実」と断定的判断をして勧誘③ 不利益な事実を告げずに勧誘④ 消費者が「帰ってほしい」と告げても長時間居座って勧誘⑤ 消費者が「帰りたい」と告げても、長時間にわたって勧誘

【追加された不当行為】

● 景品表示法の不当表示

① 優良誤認（品質や規格を偽って表示すること）② 有利誤認（価格やサービスの内容について偽った情報を与

※適格消費者団体とは…国や地方自治体の運営ではなく、非営利団体。活動経費は会費や寄付金で賄っています。消費者から被害情報を集めて管理、必要となれば事業者を提訴します。裁判結果は今後の消費者被害防止に活用されます。

平成20年11月末現在、全国に6団体あります。道内では北海道消費者協会などが参加している「消費者支援ネットワーク北海道（ホクネット）」が、認定を目指して活動しています。

える）

● 特定商取引法上の不当行為

① 訪問販売で、虚偽の説明をして勧誘する② 電話勧誘の際、脅したり、不安をあおったりすることを言う③ 継続的な役務（英会話などのレッスン）の解約時、消費者に不利なことを告げる

行ってみよう！フリー見学会

道立消費生活センターのくらしの広場（展示室）や商品テスト室が見学できます。当日直接会場へ。ビデオ上映は次の通り。参加無料。

▽3月11日（水）午後1時半から、「食料の未来を確かなものにするために」（農水省、10分）

北海道立消費生活センター

札幌市中央区北3西7

北海道庁別館西棟2階
TEL 011・221・0110
FAX 011・221・4210

当センターは（社）北海道消費者協会が指定管理業務を行っています。

本紙の記事を転載する場合は編集部までご連絡ください。